

鳥取大学工学部技術部実務管理委員会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、鳥取大学工学部技術部に関する規則(平成19年鳥取大学工学部規則第11号)第17条の規定に基づき、技術部の運営・管理等に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 技術部に、教育・研究支援に関する業務運営、研修、業務報告並びに技術部内の連絡・調整等を円滑に処理するため、実務管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 技術部の業務運営・管理に関する事項
- 二 技術部の研修等及び技術部報告に関する事項
- 三 技術部年次計画・報告に関する事項
- 四 技術部の予算及び決算報告に関する事項
- 五 その他技術部に関する重要事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 技術長
- 二 副技術長
- 三 技術グループ長
- 四 その他委員長が必要と認めたる者

2 前項第4号の委員の任期は、その都度委員長が定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、技術長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副技術長がその職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって開くものとする。

- 2 議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(全体会議)

第7条 技術部の年次計画・報告及び技術職員に関わる重要事項については、委員長が技術職員を招集し全体会議を開き報告する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項施行により、最初の第4条第1項第4号の委員となる者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 2 この要項は、平成19年5月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年5月15日から施行する。